

1 校内生活について

- (1) 8時40分から SHR 開始。5分前までに登校することが望ましい。
- (2) 教科書等の学用品は持ち帰ること。
- (3) 登校後は、下校時まで校外への外出は認めない。やむを得ない場合は、担任の許可を得て外出許可証の発行を求めること。
- (4) ゲーム機具等は校内持ち込みを禁止とする。(違反の場合は預かる。)
- (5) 携帯電話、音楽プレーヤー等の授業中の使用は禁止とする。授業中は電源を切り校内での充電は行わないこと。
- (6) 授業開始に合わせ、休み時間中に授業の準備を行い、チャイムで着席すると共に服装を正し、あいさつをすること。また、授業終了時のあいさつもきちんと行うこと。
- (7) 教室用と体育館用のシューズは区別して使用すること。
- (8) 校長室、職員室、事務室、管理室および教科準備室等の入退室時は、入退室上の注意を守り、誰もいないときは入室しないこと。

2 服装等について

学校の内外を問わず、清潔、端正を旨とし、常に高校生らしい品位を保つように努める。

- (1) 制服①は、本校所定の黒の詰襟学生服とする。制服には本校所定のボタンをつけ、校章及び学年色別の科章を襟につけること。

制服①（令和5年度入学生まで対象）

- ・上着
学校指定のものとする。
- ・ズボン
学校指定のものとする。
- ・シャツ
白のワイシャツとする。
- ・通学靴
黒または茶色の革靴、または運動靴とする。
- ・ベルト
ベルトの色は黒、茶、紺等がよく、白ベルト及びつりバンド等は禁止する。
- ・カーディガン・ベスト・セーター
黒・紺・白・灰・茶など、華美でなく柄はワンポイント程度のものとする。

- (2) 制服②は、本校所定の制服とする。制服の左襟には校章をつけること。

制服②（令和5年度入学生まで対象）

- ・ブレザー
学校指定のものとする。
- ・スカート、スラックス
学校指定のものとする。
- ・ブラウス等
白のワイシャツとする。
- ・その他
リボンには本校所定のものとする。
- ・通学靴
黒または茶色の革靴、または運動靴とする。
- ・カーディガン・ベスト・セーター
黒・紺・白・灰・茶など、華美でなく柄はワンポイント程度のものとする。

- (3) 制服 A は、本校所定のブレザーとする。また学年色別の科章を襟につけること。

制服 A（令和6年度入学生以降対象）

- ・ブレザー

- 学校指定のものとする。
 - ・スラックス
学校指定のものとする。
 - ・シャツ
白のワイシャツとする。
 - ・ネクタイ
本校指定のものとする。
 - ・通学靴
黒または茶色の革靴、または運動靴とする。
 - ・ベルト
ベルトの色は黒、茶、紺等がよく、白ベルト及びつりバンド等は禁止する。
 - ・カーディガン・ベスト・セーター
黒・紺・白・灰・茶など、華美でなく柄はワンポイント程度のものとする。
- (4) 制服 B は、本校所定のブレザーとする。また学年色別の科章を襟につけること。
制服 B (令和 6 年度入学生以降対象)
- ・ブレザー
学校指定のものとする。
 - ・スカート、スラックス
学校指定のものとする
 - ・シャツ
白のワイシャツとする。
 - ・ネクタイ
本校指定のものとする。
 - ・リボン
希望購入可とする。本校指定のものとする。
 - ・通学靴
黒または茶色の革靴、または運動靴とする。
 - ・ベルト
ベルトの色は黒、茶、紺等がよく、白ベルト及びつりバンド等は禁止する。
 - ・カーディガン・ベスト・セーター
黒・紺・白・灰・茶など、華美でなく柄はワンポイント程度のものとする。
- (5) 靴下
華美でないものとする。ただし、ルーズソックスやニーハイソックスは着用してはいけない。
- (6) 防寒着
防寒着は華美でないものとする。通学時のみ着用とする。
マフラー・手袋等は防寒着と同様に扱う。
- (7) 頭髪
染色・脱色・パーマ等はしないこと。清潔感のない長髪や奇抜な髪型等は禁止する。
- (8) 装飾品 (ピアス・ネックレス等) の着用は禁止する。
- (9) 化粧・ネイル等は禁止する。
- (10) 体育時及び実習時は、定められた服装に着がえること。
- (11) やむを得ず異装 (体育着・実習服に限る) する場合は、担任及び教科担任者に申し出て許可を受けること。
- (12) 指定販売店で採寸・購入した制服が正規のサイズであり、変形して着用してはいけない。
- (13) 指定された期間のみ、本校指定のポロシャツを着用することができる。体育等での使用はできない。
- (14) 指定された期間 (6 月 1 日～9 月 30 日をめやすとする) は制服①の上着、制服②のブレザー、制服 A・B のブレザー、制服 A・B のネクタイ・リボンは着用しなくてよ

い。また学校指定の体操服で生活してもよい。

3 所持品について

学習に不必要なものおよび必要以上の現金は持参しないこと。また所持品には科・年・組・氏名を必ず明記すること。

4 諸届について（欠席、遅刻、早退、忌引等について）

- (1) 欠席、遅刻はできる限り前もって申し出る。やむを得ない場合は登校後直ちに担任教師あるいは授業教師に申し出ること。
- (2) 欠席が一週間以上におよぶ時には医師の診断書を添えて申し出ること。
- (3) 早退は担任に申し出て許可を受けること。
- (4) 忌引日数は次の通りである。担任教師に申し出ること。

父母… 7日、祖父母… 3日、兄弟姉妹… 3日、伯叔父母… 1日

5 禁止事項について

- (1) 違法行為（覚せい剤、シンナー等の所持および使用、飲酒、パチンコおよび賭博行為、商行為、喫煙など）。
- (2) 脅迫、暴力行為など。
- (3) 飲食店、娯楽場への出入りなど。
- (4) ナイフ、マッチ等を持つこと。
- (5) 学校での教育活動を故意に妨害すること。
- (6) 政治活動
- (7) 無断火気使用
- (8) 無断で電源および機械機器を使用すること。
- (9) 入墨、タトゥーこれに類する行為。
- (10) その他

6 アルバイトについて

- (1) アルバイトをする生徒は、「アルバイト許可届および誓約書」を提出し、許可を受けること。
- (2) 許可を受けた生徒は、本校所定の許可証（登録番号）をアルバイト日に携帯すること。

7 自転車通学について

- (1) 自転車で通学する生徒は、「自転車通学届および誓約書」を提出し、許可を受けること。
- (2) 許可を受けた生徒は、通学用自転車に本校所定のステッカー（登録番号）を貼付すること。
- (3) 通学用自転車には防犯登録を行い、自転車用任意保険の加入やT Sマーク制度を活用することが望ましい。
- (4) 使用する自転車が変わる場合は、「自転車通学届および誓約書（自転車登録証再発行届）」を担任に提出すること。
- (5) 道路交通法やその他交通法規を遵守し、交通安全に心がけて通学すること。
- (6) ハンドルやブレーキ等の整備・点検に努め、改造した自転車は使用しないこと。

8 原動機付自転車（50cc未満）以下バイクの通学について

- (1) バイク通学を希望する場合は、「バイク通学許可願」を提出し、許可を受けること。
- (2) 下記条件を満たし、生徒指導部で実施するバイクテストに合格した者にバイク通学を許可する。バイク通学は1年次の7月以降に行われるバイクテストを受け許可を得たものとする。
 - ア 保護者の同意が得られること。
 - イ バイクの排気量が50cc未満であること。
 - ウ 通学距離が4km以上であること。
 - エ 原動機付自転車以外の運転免許を取得していないこと。
 - オ 自賠責保険以外に任意の保険に加入していること。

9 運転免許の取得について

- (1) 自動二輪車の免許取得は禁止とする。
- (2) 原動機付自転車(50 cc未満)の免許を取得する場合は、保護者の承認を得て「原付免許取得許可願および誓約書」を提出し、校長の承認を得ること。
- (3) 普通自動車の免許取得の場合においても保護者の承認を得て「4輪車(普通免許)取得許可願および誓約書」を提出し、校長の承認を得ること。
ただし、自動車学校の入校は3年次の10月以降とする。その際は進路活動を優先すること。免許の取得(教習等)は学業に支障のない休業日または放課後とすること。
- (4) 運転免許(原付・普通4輪)を取得した者は、「運転免許取得届」を提出すること。

10 その他

- (1) 常に総和工業高校生としての自覚と誇りを持ち、登下校も含めてきちんとした学校生活を送ること。
- (2) 校外でのサークル活動に参加する場合は、予め学校の許可を受けること。
- (3) 交通事故や緊急事態が生じた時は、必ず学校に連絡すること。

電話 0280(92)0660